

岐路に立つ日本の薬物政策

～厳罰主義からの転換はあるのか

真 殿 仁 美

城西大学 現代政策学部

要 旨

こんにち、国際社会において薬物政策に変化が見られるようになってきている。薬物政策はどのような方向へ向かおうとしているのか。また、日本における薬物政策にも変化の兆しを見つけることはできるのだろうか。

本稿を通じて、国際社会における近年の薬物政策を概観し、これまでの刑事司法の考えに基づく不寛容主義や厳罰主義を乗り越え、人権や健康権の視点から治療や支援を行なうモデルへと転換がはかられようとしていることが見えてきた。一方、日本の薬物政策では、従来の徹底した取り締まりを貫き、国際社会で注目されているハームリダクションの視点を導入する考えはいまのところ見られない。しかし、医療や社会復帰を支援するプログラムなどが少しずつ取り入れられはじめ、新しい視点から薬物問題の解決を図ろうとする動きは生じている。

キーワード：薬物政策、ハームリダクション、厳罰化、不寛容主義、健康権、医学・福祉の視点からの取り組み

はじめに

薬物政策をめぐって、近年、各国では合法化、または非犯罪化など、これまでの姿勢とは異なる方針が打ち出されるようになってきている。本稿では先ず、国際社会における薬物政策の動向について概観し、日本の薬物政策への示唆を探ることとする。次に、日本における薬物問題の状況を統計から分析すると同時に、薬物政策の変遷を跡づけ、どのような姿勢で薬物問題に対峙してきたのかについて検証する。併せて、新たな視点から導入された制度についても考察を深め、薬物問題の改善に向け、日本が目指そうとしている方向性についても見極める。

I. 薬物を巡る世界の動向

1. 世界の薬物使用の現状

国連薬物犯罪事務所（UNODC2019）が2019年に出した‘The World Drug Report 2019’によると、2017年の世界の薬物使用者は2億7,100万人であったという。この人数は、世界の

15-64歳人口の10%を占めている。世界の薬物使用者は10年前よりも約30%増加している。世界で薬物使用者が増加している背景として、さまざまな要因が挙げられている。まず、アフリカやアジアなどでのオピオイド使用の増加がある。また、南米、北米、アジアでの大麻消費の増加も、世界の薬物使用者が増加している要因の一つである。さらに、コカインの生産や使用の増加についても要因として挙げ、南米におけるコカインの生産が過去最高の2,000トンに達したことや、北米や西ヨーロッパなどにおける使用の増加、アジアや西アフリカでの押収量の増加についても指摘している。

覚醒剤⁽¹⁾の一種であるメタンフェタミンの使用や押収量の増加については、特に東アジアや東南アジアが顕著であることが記されている。この地域で押収されるメタンフェタミンは、世界の押収量45%に相当し、2007年から2017年の10年間に8倍以上押収量が増えている。その他として、アフガニスタンでのケシ栽培の面積が増えていることについても言及している。報告では、2017年に薬物の使用によって世界で58万5,000人の「健康な命」が失われたことについても触れている。この薬物による死者数を人生に置き換えると4200万年分になると指摘している。当時のUNODC事務局長ユリ・フェドトフ（Yury Fedotov）は、この状況を踏まえ、健康問題と刑事司法の両面からとらえ、幅広い国際協力が必要である、と述べている。

2. 国際社会における薬物政策の変化

近年、各国において薬物政策を見直す動きが相次いでいる。本節では、特に注目が集まったカナダやフランス、ならびにアメリカの州における薬物政策の転換について考察する。

カナダは2018年に嗜好用大麻の合法化に踏み切った。世界で2番目の合法化であった。カナダに先んじて、世界で最も早く大麻の生産・販売を合法化したのは、ウルグアイ（2013）であった。カナダでは1923年に大麻所持が違法になり、2001年に医療目的での大麻使用が合法化されていた。2018年の大麻合法化によって、18歳以上（州によっては19歳以上）の大麻購入と使用が認められることになった。大麻合法化は、トルドー首相が選挙公約として掲げている内の一つであった。トルドー首相は、カナダがかねてより世界で最も大麻使用者が多い国であるうえ、カナダの納税者が国内における大麻の有罪判決に関連する執行と刑罰に、年間5億ドル以上も費やしていることを問題視し、合法化して規制することの重要性を主張しつづけていた。大麻合法化といえども、30グラム以上大麻を所持した場合、また1家族につき4本以上大麻苗木を栽培した場合、認可外の業者から購入した場合、未成年に大麻を販売した場合は、いずれも違法になる（「BBC NEWS JAPAN」2018年6月20日、「Huffingtonpost Canada」2013年8月22日）。

フランスでは2018年に、大麻使用者に対して科していた禁固刑（1年）を廃止することを発表した。併せて、罰金額の引き下げ（3,750ユーロから150-200ユーロへ）と支払方法の変更（その場で徴収）についても発表された。フランスには大麻を常用している人が多く、約70万人にのぼっているという。これまでのフランスの大麻使用者への処罰は、欧州でも重い刑罰といわれてきた。そのフランスにおいて、このような政策の変化が見られた背景には、警察の負担を軽減

することや、大統領選の公約であった処分の簡素化などが挙げられる。一方で、フランスは大麻の合法化には踏み出さないこと、および再犯者や大麻取引の容疑者には刑事訴追をすることも明らかにしている（「AFP BB NEWS」2018年1月26日）。

アメリカでは、ニューヨーク州のクオモ知事が3選を果たした2018年に、嗜好用の大麻の合法化を2019年中に実現させたい考えを示していた。合法化した大麻への課税により、財源の確保が可能になる、という判断が背景にはあった。アメリカではオバマ政権下で、州政府がそれぞれ大麻の合法化について決定を下すことができるようになった。すでに、カリフォルニア州などの10州とコロンビア自治区において、大麻の使用が認められている。アメリカで初めて嗜好用大麻の合法化に踏み切ったのは、コロラド州である。ここでは2012年の住民投票により大麻の規制を緩和し、2014年から嗜好品として大麻を合法化するに至った。ニューヨーク州では先行する他の州での事例も視野に入れながら、さまざまに議論が沸き起こった。警察や司法機関、保護者などから根強い反対があるうえ、大麻合法化で見込まれる税収の使い道をめぐっても、さまざまな見解が示されることとなった。大麻合法化により税の徴収が可能となり、地域社会に還元されるという考えは、ニューヨーク州での議論のみではない。薬物問題に関する厳罰化の見直しを活動方針に掲げているトランスフォーム薬物政策財団（TRANSCFORM Drug Policy Foundation）は、2020年6月に「Altered States: Cannabis regulation in the US」を発行した。その報告書の中で、アメリカの州において大麻の合法化が取り入れられるようになっていることを“新しい政策イノベーションが生じている”と評価し、大麻合法化により可能となる課税によって、地域社会の開発や広範な社会的利益の達成が可能になる、との考えを示している。

結局、ニューヨーク州では嗜好用大麻は合法化に至らず、2019年7月、州内において非犯罪化することが導入された。アメリカで大麻を非犯罪化しているのは、ニューヨーク州を含み15州ある。尚、アメリカでは連邦法のもとでは大麻は非合法である（『日本経済新聞』2014年1月2日、『産経新聞』2019年6月3日、「REUTERS」2019年7月30日）。

これら各国の薬物政策変更の事例は、いずれも大麻をめぐるものであった。各国における薬物政策の方針は従来とは異なり、合法化または非犯罪化で対応しようとしている。合法化に関しては、容認して規制をかけるという方針で、許容の範囲を超えると罰則を科すとしている。また、ニューヨーク州のように合法化には至らなかったものの、税財源の確保という視点から、合法化に向けた議論がすすめられたことは非常に興味深い。

II. 国際社会にみる厳罰主義からの転換

1. “麻薬に対する世界規模の戦争は失敗であった”

20世紀初頭の薬物への対応は、厳罰主義に基づくものであった。20世紀に入り、アメリカは国際会議において、麻薬の危険性を強調するようになってきた。これには、アメリカが重んじるピューリタンの勤労精神が深くかかわっている。アメリカの呼びかけで開催された上海会議

(1909) は、アヘンの規制を国際条約で定めることを目指した。つづいて開催された、ハーグ (1911)、ジュネーヴ (1924-1925) 二つの国際会議において、危険薬物の規制がより一層強化され、アヘンのみならず、モルヒネ、ヘロイン、コカインなどと、規制の対象が次第に拡大していった (渡邊 2019 : 147-150)。国際的な枠組みの中で規制が強化されていくとともに、厳罰主義に基づく薬物禁止政策も採用されるようになる。この厳罰主義とは、法律で厳しく取り締まり、薬物の需要と供給の両面を抑え込むことを指している (成瀬 2019 : 2)。アメリカでは 1971 年にニクソン大統領が薬物犯罪の取り締まりと厳罰化の方針を打ち出し “War on Drugs” (薬物戦争) を宣言した。薬物の根絶を目指したアメリカでは、「ゼロ・トレランス」(不寛容主義) を掲げ、徹底した取り締まりのもと逮捕、裁判、刑務所での刑罰を貫いた。しかし、これは第一次予防と称される薬物問題の発生を防止する、または発生した問題に対応する観点から繰り広げられた政策であり、釈放後の一人の人間としての生活には、目が向けられていなかった (丸山 2018 : 43-45)。

この厳罰主義の薬物政策について、2011 年薬物政策国際委員会 (The Global Commission) は報告書 ‘War on Drugs’ を出し、“麻薬に対する世界規模の戦争は失敗であった” と宣言した。併せて、展開してきた麻薬戦争は世界中の人々や社会に壊滅的な結果をもたらしている、と指摘し、薬物の生産や販売にかかわっている人や、薬物使用者に対し行ってきた抑圧的な対応によって、各国政府は莫大な支出をし、公衆衛生対策にも大きな損害を与えてきた、とこれまでの薬物政策を厳しく批判した。そのうえで、各国および国際社会に対し、薬物政策を根本的に見直す必要がある、と指摘した。この根本的な見直しとは、どのようなことを指すのか。薬物政策国際委員会は、人々の健康と安全を守るための薬物の法的規制、および非犯罪化のモデルを導入することをすすめている。このモデルは主に、大麻に適応できるとし、各国において実験に取り組むよう求めている。また、人権尊重の視点に立ち、必要としている人たちに健康と治療を提供することも求めている。そうすることで、感染症や致命的な過剰摂取につながることを防ぐこともできるとしている。

2. ハームリダクションへの注目

この人権尊重の視点に立った薬物対策として、ハームリダクション (harm reduction) がある。薬物政策において、ハームリダクションを推進しているハームリダクション・インターナショナル (Harm Reduction International; HRI) は、普遍的に受け入れられている定義はない、としながらも、正義と人権に基づき、薬物使用や薬物政策、薬物法に関連する健康への悪影響、および社会的、法的影響を最小限に抑えることを目的とし、プログラムや実践活動を展開していくことを指す、と説明している。また、このハームリダクション・アプローチを採用することで、個人の健康のみならず地域の健康にも肯定的な影響を与えることが可能になる、との考えも示している。徐・池田 (2019 : 55) はこのハームリダクション・インターナショナルの解釈を踏まえ、違法・合法にかかわらず、薬物等の物質の使用を直ちにやめることを求めず、薬物などの

物質が引き起こすさまざまな健康・社会的リスクを減らすために介入することを指す、ととらえている。

ハームリダクションは1970年代、ヨーロッパにおいて薬物禁止主義と不寛容主義の代替として取り入れられるようになった。さまざまな実践を積み重ね、薬物使用者のHIV感染や薬物の過剰摂取による死亡などを減少させることができたことから、その実用性が評価されている。ハームリダクションは、道徳性に基づくものではなく、科学性を強調し、実践していくことを重んじてきた。こんにちにおいてハームリダクション⁽²⁾は、薬物使用者に対して、HIV感染への偏見や自己責任論、また刑罰主義を乗り越え、実用主義を志向し人権や健康権を尊重する視点から、社会資源を薬物使用者などに割り当てることで、社会全体の利益につながることを示している（徐・池田2019：55）。

上述の薬物政策国際委員会などの薬物政策の動向を踏まえると、薬物政策の視点が変化していることを読み取ることができる。具体的には、これまでの刑事司法の考えに基づく不寛容主義や厳罰主義を乗り越え、人権や健康権の視点から治療や支援を行なうモデルへと転換がはかられようとしている。日本の薬物政策において、これら国際社会の動向はどのように反映されているのだろうか。以下では、日本の薬物問題の現状、および薬物政策について検証していく。

Ⅲ. 日本における薬物政策のあゆみ

1. 3つの乱用期

(1) 第一次乱用期

日本において薬物問題が深刻な社会的問題として取りざたされるようになったのは、第二次世界大戦以降のことである。なかでも、終戦直後からヒロポンと称される、覚醒剤の一種であるメタンフェタミンを含んだ製剤が合法的に販売されていたことから、広がりを見せるようになり、覚醒剤乱用者が一気に増加した。1949年の新聞には、ヒロポンが青少年の間で流行し、ヒロポン禍に伴う青少年の犯罪が増加していることが掲載された。また当時、「ヒロポン国を亡ぼす」（福井・小沼1977：371）とまでいわれるようになり、社会においてヒロポンを危ぶむ声があがっていた。ヒロポンは、ギリシャ語のPhilo（好む）、Ponos（仕事）からつけられた名称である（西川2018：3）という。このヒロポンをめぐるのは、疲労や倦怠感、眠気を消散させ快感をもたらし、作業能力を増進させる作用があることから、戦時中軍需工場における徹夜作業のみならず、“前線において強制的に使用されていた”ことを『昭和35年版 犯罪白書』において認めている。

日増しに深刻化する薬物問題に対し、薬物関係法として「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「麻薬取締法」、「あへん法」を次々と成立させ、規制を強化する方針を打ち出した（表1）。規制を強化したものの、1954年には覚醒剤事犯で検挙された人が5万5,664人に達した。しかし実際にはさらに多くの覚醒剤使用者が存在し、覚醒剤を使用中の者が55万人、過去に使用した経験

表1 薬物関係法における規制内容

法律名称	規制する薬物およびその内容を定めた条項
①大麻取締法（1948年法律第124号）	大麻草、およびその製品（大麻樹脂を含む） 大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）ならびに大麻草の種子及びその製品を除く（第1条） 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない（第3条）
②覚せい剤取締法（1951年法律第252号） 現、覚せい剤取締法	覚せい剤（メタンフェタミン、アンフェタミン）、覚せい剤原料（エフェドリン、フェニル酢酸など） 上記規制薬物の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受および使用に関して取り締まる（第1条）
③麻薬取締法（1953年法律第14号） 現、麻薬及び向精神薬取締法	麻薬（モルヒネ、ヘロイン、コカイン、合成麻薬など）、向精神薬（ハルシオン、エリミンなど）、麻薬原料植物（コカ、マジックルームなど）、麻薬向精神薬原料（サフロール、無水酢酸など） 上記規制薬物および原料の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について取り締まる、麻薬中毒者について必要な医療を行なう等の措置を講ずる（第1条）
④あへん法（1954年法律第71号）	あへん、けし、けしがら 医療及び学術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行ない、栽培者ならびに委託を受けた者以外によるけしの栽培、あへん、けしがらの譲渡、譲受、所持等については取り締まる（第1, 4, 5, 6, 7条、その他）
⑤麻薬特例法（1991年法律第94号） （「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」）	「規制薬物」を取り締まる 規制薬物とは、麻薬及び向精神薬取締法で規定する「麻薬」及び「向精神薬」、あへん法で規定する「あへん」及び「けしから」、大麻取締法で規定する「大麻」、覚せい剤取締法で規定する「覚せい剤」を指す（第2条） （「けし」、「覚せい剤原料」、「麻薬向精神薬原料」は含まない）
⑥毒物及び劇物取締法（1950年法律第303号）	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物 上記の毒物、薬物をみだりに摂取、吸入、所持してはならない（第3条の3, 4）
⑦薬事法（1960年法律第145号） 現、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」	「指定薬物」 中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、人体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（第2条15）

（注） ①～④を指して、薬物四法、①～⑤を薬物五法と称する。

出典：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課（2014）、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ、各法を参考に作成。

を持つものが200万人以上、薬物中毒⁽³⁾により精神障害を有するようになった人が推定で20万人にのぼっていたといわれている（福井・小沼 1977：371）。爆発的に覚醒剤乱用者が増加し、検挙人員もこれまでにない人数に至ったことから、1954年を第一次乱用期として位置づけている。戦後からこんにちまでに、日本には3つの薬物乱用期がある。そのなかでも、覚醒剤事犯で検挙された人数が最も多いのは、この第一次乱用期である。

第一次乱用期に突入したことを受け、罰則の強化や徹底した取り締まり、官民挙げての撲滅運動が繰り返された。その結果、1958年には覚醒剤事犯で検挙された人が271人まで減少した。しかし、『昭和35年版 犯罪白書』では、“嚴重な態度がとられているにもかかわらず、最近は、犯罪の増加のきざしさえみうけられ、まことに憂慮すべき状態にある。中毒者に対する保安処分制度の採用が検討さるべきであろう”と、薬物事犯がこの時期、にわかに増えはじめていることに警戒感を示していた。

『昭和35年版 犯罪白書』で示された警戒感はその後、的中することになる。1950年代から新たに麻薬の一種であるヘロインが広がりはじめ、1963年には麻薬取締法違反で検挙される人が2,500人を超えるようになったことから、同年、麻薬取締法を改正し、取り締まりの強化に乗り出した。徹底した取り締まりや厳罰、ヘロイン中毒者への入所措置の導入などが功を奏し、麻薬取締法違反での検挙人員は減少し、鎮静化に至った。一方、覚醒剤事犯で検挙される人は、1970年代に入りふたたび増えはじめた。それまで1,000人を下回っていた人数が1970年には1,600人以上にのぼり、3年後の1973年には8,000人を突破した。表2からもわかるように、70年代以降の覚醒剤での検挙人員は74年を除き、ほぼ毎年増加していた。危機感を抱いた当時の政府は、1970年6月に閣議決定に基づき、総理府に「薬物乱用対策推進本部」を設置し、より強化して薬物乱用の防止、薬物防止のための啓発に取り組むことを打ち出した。この推進本部は、1997年1月に閣議決定によって立ちあげられる推進本部の前身になる組織であった。『昭和49年版 犯罪白書』では、1970年代以降の覚醒剤事犯の急増を“蔓延していたかつての再来を思わせるよう”と危機感を表していた。

(2) 第二次乱用期

その後80年代に入り、危機感は現実のものとなる。1984年に覚醒剤による検挙人員が2万4,000人を突破し、覚醒剤事犯がふたたび増えはじめた1970年代以降で、最も多い人数となった。これを受けて、第二次乱用期に突入する（『昭和60年版 犯罪白書』）。第二次乱用期は鎮静化することなく、その後、覚醒剤事犯での検挙人員は2万人台で推移していく。1989年に覚醒剤事犯での検挙人員が2万人を下回るようになるが、90年代に入りふたたび増加し、1997年に1万9,000人を超えた。第二次乱用期が終息することなく、この年に第三次乱用期に突入することになる。

表2 薬物事犯の検挙状況の抜粋（検挙人員）

（単位：人）

年	覚せい剤取締法	麻薬取締法	あへん法	大麻取締法
1951	17,528	2,208	—	24
1954	55,664	2,092	30	17
1955	32,140	1,753	181	52
1956	5,047	1,575	140	33
1957	781	1,365	173	29
1958	271	2,073	76	13
1960	476	1,987	315	10
1961	477	2,442	199	24
1962	546	2,176	208	34
1963	971	2,571	417	147
1965	735	1,090	902	259
1968	775	361	1,148	410
1969	704	239	377	413
1970	1,618	245	230	733
1971	2,634	229	202	717
1972	4,777	341	251	726
1973	8,510	429	287	761
1974	6,119	393	171	720
1975	8,422	232	140	909
1976	10,919	165	185	960
1977	14,741	125	191	1,096
1980	20,200	158	264	1,433
1982	23,719	100	270	1,244
1983	23,635	89	408	1,231
1984	24,372	132	197	1,391
1988	20,716	126	213	1,570
1989	16,866	248	168	1,470
1994	14,655	303	214	2,003
1997	19,722	169	140	1,104
1998	17,084	277	134	1,316
2001	18,110	49	271	1,525
2003	14,797	55	530	2,173
2008	11,231	601	21	2,867
2010	12,200	375	23	2,367
2014	11,148	452	24	1,813
2015	11,200	516	4	2,167
2017	10,284	505	12	3,218
2018	10,030	528	2	3,762
2019	8,730	558	2	4,570

（注） 1954年は第一次乱用期、1984年は第二次乱用期、1997年は第3次乱用期。

出典：「平成10年 警察白書」、「昭和60年版 犯罪白書」、「平成3年版 犯罪白書」、「平成11年版 犯罪白書」、厚生労働省ホームページ「薬物乱用対策」、「現在の薬物乱用の状況、薬物乱用対策推進会議（2008、2018）「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を参考。

(3) 第三次乱用期

第三次乱用期に突入した1997年は、中学・高校生による覚醒剤事犯が急増し、過去最高の262人が検挙された。中学・高校生の薬物事犯は1990年代以降、増加が著しい。なかでも、高校生による覚醒剤事犯は深刻であった。好奇心やファッション感覚で覚醒剤を入手する生徒が出はじめ、それを仲間内で乱用するなどの事例も見られるようになってきた。特に、90年代に入りインターネットや携帯を使って容易に薬物を入手できるようになってきた⁽⁴⁾ことも、中学・高校生の好奇心につながっていったと見ることができる。1994年には42人であったが、翌年の95年には倍増し93人の高校生が覚醒剤で検挙された。1996年にはその数が220人に達し、第2次乱用期にも見られなかった深刻な状況に達した(薬物乱用対策推進本部1998)。このことから、低年齢化する薬物問題への対応や、青少年を取り巻く社会環境の見直しを求める声があがりはじめた。またこの時期は、海外から持ち込まれる覚醒剤も目立つようになる。90年代に入り、中国での覚醒剤の密造が急激に増えはじめ、それまでの密造・密輸国であった韓国(70年代)や台湾(80年代)をしのぐようになってきた。90年代後半からは、ミャンマー、タイ、ラオスの国境を接する地域「黄金の三角地帯」やその周辺地域での密造も盛んになりはじめ、これらの国や地域で密造された覚醒剤などの薬物が、日本国内に不正に持ち込まれ、流通するようになった。覚醒剤はそもそも、日本特有の薬物問題であった。しかし、この頃になると東アジア、東南アジアの各国のみならず、アメリカにおいても、覚醒剤の乱用が深刻な脅威となっていた。実際、1998年6月に開催された国連麻薬委員会では、覚醒剤対策が議題としてのほり、世界が関心の目を向けることとなった。この時期はさらに、覚醒剤のみならず、大麻やコカイン、合成麻薬なども出回るようになり、薬物の多様化がすすんだ時期でもあった。

第三次乱用期に入っても、検挙人員は1万人台を保って推移していくが、2019年になり覚醒剤で検挙される人は1万人を下回るようになった(表2)。第三次乱用期からすでに20年以上が過ぎたが、こんにちにおいて終息宣言はまだ出されていない。

これまで3回にわたる乱用期をふり返り、法律を改正し、厳しく取り締まりを行なうなどの対応で、臨んできたことがみえてきた。検挙人員に増減がみられるものの、薬物事犯は一定数存在し続けていることがわかる。特に、終戦直後に流行した覚醒剤が、一旦減少を見せたものの、こんにちにおいてもなお、乱用薬物として群を抜き、検挙人員も最多であることは大きな課題であるといえるだろう。また、“薬物の国際化、多様化”も深刻な課題として浮上している。かつて、日本特有の薬物問題とみなされていた覚醒剤が、いまや世界に広がり、密造、密売が横行していることも、薬物問題をより複雑にしているといえる。

2. 五か年戦略の始動

(1) 供給源の遮断と需要の削減を目指して ～薬物乱用は「犯罪」

1997年に第三次乱用期に突入したことを受けて、同年1月閣議決定に基づき、内閣に「薬物乱用対策推進本部」⁽⁵⁾を設置し、翌年の1998年に「薬物乱用防止五か年戦略」(以下、「五か年戦

略])を打ち出した。5年間の基本戦略として、薬物の供給源を断つことと同時に、薬物需要を削減させる総合的な対策を講じることを掲げた。供給を遮断する方法として、反社会組織や薬物にかかわる外国人などによって行なわれる密輸を、徹底的に取り締まることが示された。薬物需要の削減では、青少年による薬物乱用が顕著になっていることを踏まえ、規範意識を向上させる啓発活動や、国民の意識の醸成を図るとした。

この薬物需要を減らす対策として、人々の道徳心に問いかけ、薬物に手を染めないよう意識を育てていく、という手法がとられた背景には、当時、一部の国において試みられるようになっていた薬物追認の動きへの批判的見方があった。すでに先行して、薬物を追認し、自己使用目的は非刑罰化する、という動きが一部の国において導入されはじめていたことに対し、「五か年戦略」では、薬物乱用の問題性を再確認したうえで、“このような風潮があることを踏まえ、社会全体で薬物乱用を拒絶するような国民意識を醸成することが重要”と述べ、国際社会においても、薬物の乱用を拒否する国際世論を形成していく必要がある、との見解を示した。このことから、一部の国において取り組みがはじまっていた、薬物の容認や非犯罪化という動きに対して、日本は批判的にとらえ、薬物使用を許容しない方針を強く示していたことがわかる。

また、薬物依存者に対しては、医療機関での治療や矯正施設での教育、地域での社会復帰に向けた環境づくりに取り組み、再発を防ぐ考えを示していた。一方で、「五か年戦略」では、薬物乱用について、健全な社会生活に深刻な脅威となっていることを指摘したうえで、個人と社会の安全を守るために、薬物乱用にかかわる一連の行為を「犯罪」として処罰することの重要性についても言及している。

「五か年戦略」ではほかにも、携帯やインターネットを用いた薬物売買が広がっていることに警戒感を示し、巧妙化する密売をどのように阻止していくのか、について課題としてあげていた。同時に、90年代以降、薬物の多様化がすすみ、覚醒剤のみならず大麻やコカイン、合成麻薬などが数多く出回り、軽い気持ちでこれら薬物を手にする人、中でも青少年による薬物乱用が増えていることを危惧し、薬物への正確な認識と、法律知識などを含め、薬物乱用を防止する教育を徹底していく必要がある、とも指摘していた。

(2) 「薬物乱用防止新五か年戦略」

2003年には2期目となる「薬物乱用防止新五か年戦略」(以下、「新五か年戦略」)が策定された。「五か年戦略」として打ち出された、供給の遮断と需要削減をより強化して取り組むため、「新五か年戦略」では、青少年対策、密売対策、水際対策・国際協力、再乱用防止対策、の4点が目標として掲げられた。青少年対策および再乱用防止では、中学・高校生を対象にした薬物乱用防止が主要な課題として挙がっていた。90年代から顕著になり始めた青少年の薬物事犯による検挙が、2001年以降1,000人を下回るようになってきた。一方、中学・高校生による薬物乱用による検挙人員は、2003年に若干の減少がみられるようになったが、依然として一定水準を占めていることがわかる(表3)。この状況に対して「新五か年戦略」では、啓発活動の充実を求

表3 覚醒剤事犯に占める青少年覚醒剤事犯での検挙人員

(単位：人)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003
検挙人員総数	17,084	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797
内、少年覚醒剤事犯	1,079	1,003	1,148	954	749	528
内、中学生	39	24	54	45	44	16
高校生	103	81	105	83	66	36

出典：薬物乱用対策推進本部（2008）「第三次薬物乱用防止五か年戦略」。

めている。なかでも、学校など教育機関での乱用防止教育のみならず、地域を拠点にした講座や相談窓口の開設にも力を入れて取り組み、社会全体で薬物を許さない環境を形成していくことを目指すとしていた。密売対策では、密売方法が巧妙化・潜在化していることに触れ、薬物犯罪組織に対する多角的な対策の必要性を指摘していた。同時に、インターネットなどを活用した密売で、MDMAなどの合成麻薬や、当時の呼称で「脱法ドラッグ」⁽⁶⁾（現、危険ドラッグ）が増加していることにも触れ、対応の強化を打ち出していた。水際対策・国際協力では、中国や北朝鮮など海路での密輸入が増えている状況を指摘し、より厳しく取り締まりをしていくことを表明していた。

依存者に対しては「五か年戦略」と同様に、治療・教育・社会復帰支援に取り組むとともに、家族への支援を充実させ、ふたたび薬物に手を染めることがないよう体制を整えることを目指すとしていた。

第2期目となる「新五か年戦略」においても、取り締まりの強化を主な手法として掲げていたことがわかる。一方で、家族支援を強化し、体制整備を図ることで再乱用を防ぐ社会つくっていかうとしていたこともみえてきた。

(3) 第5期目に入った薬物乱用防止五か年戦略 ～取り締まりの強化を貫く

薬物乱用防止に向けた五か年戦略はその後、2008年に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（以下、「第三次五か年戦略」）、2013年には「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（以下、「第四次五か年戦略」）、2018年には「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（以下、「第五次五か年戦略」）、とつづいて打ち出されていった。日本の薬物政策は1998年以降、五か年を区切りとして戦略目標を示し、乱用の防止、対策の強化に取り組んでいる。

2013年からの「第四次五か年戦略」の期間に、2014年に危険ドラッグと呼称変更した幻覚の作用を有するドラッグの乱用が広がりを見せたことを受け、徹底的な取り締まりと販売店舗の撲滅に取り組んだ。その結果、2015年7月にすべての危険ドラッグ取り扱い店舗を全滅させるに至った⁽⁷⁾。また、この「第四次五か年戦略」の期間、覚醒剤密輸の摘発が相次ぎ、押収される覚醒剤の量が急激に増加した。「第三次五か年戦略」がはじまった2008年には、押収量は400キロ程度であった。しかし、「第四次五か年戦略」の初年度の2013年には800キロを超える押収量で

表4 覚醒剤押収量

(単位: kg)

年	2008	2012	2013	2015	2016	2017	2018	2019
覚醒剤の押収量	402.6	466.6	846.5	431.8	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7

出典：薬物乱用対策推進会議（2018）、厚生労働省ホームページ「薬物乱用対策」を参照。

あった。2015年には431キロまで減少したが、2016年には覚醒剤の押収量が1トンを超えた。「第五次五か年戦略」の期間に入っても、押収量に衰えはみられず、ついに2トンを大幅に超えるようになった（表4）。「五か年戦略」では、需要の削減を方針の一つに掲げていたが、覚醒剤の密輸が後を絶たないのは、国内に依然として、覚醒剤需要が存在していることを物語っている。

現在は、「第五期五か年戦略」の期間である。従来に増して、違法薬物が諸外国から流入している状況を踏まえ、国際的な薬物取り締まりのネットワークを強化していくことを打ち出している。同時に、国際社会における薬物政策に目を向け、対策や捜査手法などを意見交換していく重要性についても指摘している。併せて、国際社会においてハームリダクションの視点が導入されつつあることに対しても言及している。しかし、薬物の需要削減と供給削減のバランスや、国・地域特有の事情があることを踏まえ、日本が展開している薬物政策への理解を求めていく、という方針を示している。これは、ハームリダクションの視点を取り入れる考えがないことを表明しているといえる。

5期にわたって繰り返されている薬物防止のための五か年戦略から、取り締まりの強化が図られつづけてきたことが見えてきた。取り締まりの強化や厳しい対策によって、危険ドラッグの販売店舗を全滅させるなど、一定の効果を挙げることができた。しかし、「五か年戦略」で目標に掲げた、供給の遮断や需要の削減には至っていないことも事実である。ハームリダクションの視点を取り入れる考えは、いまのところない、という姿勢を貫いているが、果たして、取り締まりの強化と厳しい対策で、有効性を見出すことができるのであろうか。

IV. 変化する薬物犯罪への対応

1. 厳しい罰則

前節において、日本の薬物政策は、厳しく取り締まりを行なう姿勢であることを確認することができた。厳しく取り締まるのは、規制薬物の製造、販売、輸入・輸出、譲り受け、譲り渡し、だけではない。日本では、規制薬物の所持や使用も「犯罪」と位置づけ検挙する方針をとっている。警視庁はホームページ（更新日：2018年2月14日）では、薬物犯罪が相次いで発生していることや、薬物の乱用が社会問題になっていることを踏まえ、取締りの強化と薬物依存者の矯正・乱用防止が急務の課題となっている、と指摘している。そのうえで、“薬物は、一度使用したら、やめられなくなります。「薬物＝悪」という認識を持ちましょう”と明示し、薬物が悪の

存在であることを強調し、発信しつづけている。

この「悪」の存在であり、「犯罪」行為である薬物問題に対して、日本では無期刑や10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金など、相当重い刑罰が科される。「覚醒剤取締法」で具体事例を見てみよう。この法律では、第8章（第41-42）において刑罰を定めている。第41条では、覚せい剤を輸入・輸出、製造した場合、1年以上の有期懲役を科すとしている。同条2では、営利目的で前項の罪を犯した場合、無期または3年以上の懲役、情状により無期、または3年以上の懲役、および1,000万円以下の罰金を科すと定めている。また、第41条の2では、覚せい剤を所持、譲り渡し、譲り受けした場合、10年以下の懲役に処すると法定している。第41条の3では、覚醒剤の使用についての罰則が定められている。覚醒剤の使用禁止（同法第19条）に違反した場合、10年以下の懲役を科すと定めている。

10年以下の懲役や無期懲役は、窃盗罪（刑法第235条：10年以下の懲役、または50万円以下の罰金）や、強盗罪（刑法第236条：5年以上の有期懲役）、強盗致傷罪（刑法第240条：無期または6年以下の懲役）、などの刑罰に匹敵する。このことから、日本では薬物問題で中国のように死刑を刑罰⁽⁸⁾として位置づけてはいないものの、相当厳しく処罰する姿勢を示していることがわかる。

2. 「犯罪」の視点から医学・福祉の視点へ

この薬物問題を、刑事責任の視点から厳しく罰する手法について、薬物犯罪の背景にある問題や社会復帰といった三次予防に目を向けていない、また、薬物使用や乱用者を「犯罪」としてのみとらえ、「疾患」の再発防止が十分でないことなどの理由から、一部において見直しがすすめられている。

警視庁が2007年度から取り組んだ薬物再乱用防止モデル事業は、薬物事犯の容疑者に対して、再乱用プログラムを行なうもので、容疑者がこれを受け入れた場合、執行猶予判決が言い渡される。その後、薬物依存者を支援するダルクなどの民間組織と連携して、再乱用に向けたプログラムを実施していくとしていた。これは、刑事手続きと依存治療を組み合わせた取り組みとして、注目されたプログラムであったが、参加者が少ないことを理由に1年半で打ち切られた。警視庁以外でも、厚生労働省が依存治療に取り組むプログラムを運用していることや、検察庁が福祉施設と連携して更生に向け支援に乗り出すなどの新たな試みを展開している（太田2019：133）。

2016年からは、刑の一部執行猶予制度が導入された。これは、同年に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（2013年法律第49号）、および「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（2013年法律第50号）に基づいて、新設された制度である。

この制度の導入によって、禁固刑以上の前科がない者などに対して、3年以下の懲役、または禁錮刑を言い渡す際、犯罪に至るまでの事情や情状を考慮し、1年以上5年以下の期間、その刑の一部を猶予することができるようになった。薬物犯罪に関しては、初犯および累犯ともに、犯罪に至るまでの事情や情状を考慮したうえ、規制薬物などへの依存の改善および再犯を防ぐため

に必要または相当と認められた場合、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予できるとしている。ただし、猶予期間中に保護観察を要する。この制度の活用により、再犯を防ぐことや薬物依存からの離脱に効果があると考えられている。法の施行から1年余りが過ぎた2017年10月、この制度が思うように運用されていないことが報じられた。公判の際に出所後は民間の施設で依存治療に取り組む、としながらも、実際には入所しないケースが多く発生しているという（『毎日新聞』2017年10月24日）。出所したのち猶予期間に、依存治療を支援している施設にどのように結びつけていくのか、今後の課題となるだろう。

厚生労働省や検察庁による、薬物再乱用防止のプログラムの導入は、従来の刑事罰のみで対応する視点とは異なり、医療や福祉と連携しながら、一人ひとりの依存治療や復帰に向けた支援を展開していこうとしていると考えられる。一方で、刑の一部執行猶予制度を活用し、再犯や薬物依存を防ぐ試みもはじまっている。出所後に入所しないなどの問題を含みながらも、効果的な運用をみつけだそうとしている。国際的な動向として、人権や健康権の視点から、薬物問題への対応が見直されるなか、日本においても一部ではあるが、薬物問題へのとらえ方が「犯罪」から「治療」や「復帰支援」に移行しようとしている。これらの動きは、薬物問題の新たな解決の道を模索する動きととらえることができるだろう。

おわりに

本稿を通じて、国際的な薬物政策の動向、および日本の薬物問題への取り組み姿勢やその政策を検証してきた。国際社会においては、大麻の合法化や非犯罪化と、一部の薬物の扱いの方向を変えはじめていることを窺うことができた。また、薬物依存問題の改善に効果を発揮しているとして、人権や健康権の視点から取り組むハームリダクションを導入する動きがあることも見えてきた。

一方、日本では薬物問題について、徹底した取り締まりで対応し、その姿勢を貫くことを国際社会に対して理解を求めていく、としている。これは、国際社会で注目されるハームリダクションの視点について、導入する考えがない、ということをお話している。日本の薬物問題への取り組み姿勢は、どちらかという和不寛容主義に近い手法であるといえる。しかし、薬物事犯の容疑者に対して、一人ひとりの医療や社会復帰を支援するプログラムなどが、少しずつ取り入れられはじめ、新しい視点から薬物問題の解決を図ろうとする動きも垣間見ることができた。この新たな動きには、一次予防の視点からの厳罰化一辺倒では、薬物問題の解決にはつながらない、という考えも反映されていると考えられる。

こんにち、覚醒剤押収量が2トンを超え、依然として薬物需要が存在するなか、日本の薬物問題はどうなっていくのだろうか。薬物問題の解決に向け、ひきつづき模索しつづけていくことが求められるだろう。

謝 辞

本研究は、2019-2020 学長所管研究（研究題目「各国における薬物問題への取り組みに関する研究」研究代表：市川直子）の助成により遂行することができた。記して謝意を表したい。

《注》

- (1) 覚せい剤取締法（2019年12月4日公布、法律第63号〔第4条〕、2020年4月1日施行）の改正に伴い、覚せい剤取締法へ名称が変更された。本稿では、変更前の法律名称には「覚せい剤」を、それ以外は「覚せい剤」の表記を用いる。
- (2) 古藤（2017：9）は、ハームリダクションと非処罰化について論じている。そのなかで、非処罰化は厳罰主義の次に厳しい向き合い方であることを指摘している。
- (3) 松本（2020：37-67）によると、「薬物中毒」という表現は、不正確な表現であるということから、こんにちでは用いられないという。「中毒」は、薬物が身体の中にある状態を指す。この中毒症状を解決するためには、「解毒」（毒を体外に出す）を行なうしかない、という誤解を生じさせる。そもそも薬物依存は、薬物が体内に存在することを指すのではなく、薬物への欲求が生じ、薬物の使用によって、その人の身体に何らかの変化が生じている状態を指す。薬物依存と薬物中毒の詳細については、松本（2020）を参照。
- (4) 1998年に薬物乱用対策推進本部が打ち出した「薬物乱用防止五か年戦略」によると、1994年ごろからパソコン通信等を利用した薬物密売事例が見られていたという。
- (5) 1997年に内閣に「薬物乱用対策推進本部」が設置されたことを受け、1970年に設置された推進本部は解散することになる。新たに設置されたこの「薬物乱用対策推進本部」はその後、2008年12月「犯罪対策閣僚会議」のもとに統合され、「薬物乱用対策推進会議」と名称を変更した。
- (6) 「脱法ドラッグ」は、2014年7月に「危険ドラッグ」に呼称を変更した。呼称を選定するに際し、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であることを明確に示すことを意識したとしている（厚生労働省2014）。こんにちの呼称である「危険ドラッグ」に至るまで、数回にわたり呼称変更があった。小島・宮澤・土井（2006：7-16）によると、「脱法ドラッグ」はかつて、「合法ドラッグ」と呼ばれていたという。90年代に入り、インターネットの普及とともに、さまざまな製品が登場し、そのなかに幻覚的作用を有し、多幸感や快感をもたらすものが含まれていた。麻薬や覚せい剤などは異なり、法律に触れないという理由から「合法ドラッグ」いう名称で取引が行なわれていたという。しかし、1997年度に出された厚生科学研究の結果から、この「合法ドラッグ」がマオウ抽出物などの成分を含んでいることが判明し、薬事法（現、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」）に触れることがわかった。その後、2000年頃から行政機関の資料や報告等において、「脱法ドラッグ」という名称が用いられるようになった。2005年9月の厚生労働省の「脱法ドラッグ対策の在り方に関する検討会」において、呼称を「違法ドラッグ」に変更することが発表された。その後、上述のとおり2014年に「危険ドラッグ」に呼称を変更した。
- (7) 危険ドラッグを販売する店舗は、2014年3月の時点で215店舗存在していた（薬物乱用対策推進会議2018）。
- (8) 中国の薬物問題の動向、ならびにそれへの対応については、真殿（2020）を参照。

参考文献

「AFP BB NEWS」2018年1月26日。

<https://www.afpbb.com/articles/-/3160017>, visited 2020/08/24.

「BBC NEWS JAPAN」2018年6月20日。

<https://www.bbc.com/japanese/44543666>, visited 2020/08/25.

福井進・小沼杏坪（1977）「覚せい剤中毒と医療上の諸問題」（『臨床薬理』8巻3号）、pp. 371-377.

Harm Reduction International ホームページ

- <https://www.hri.global/what-is-harm-reduction>, visited 2020/08/26.
『平成7年 警察白書』
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h07/h07s0234.html>, visited 2020/08/27.
『平成10年 警察白書』
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h10/h10s0338.html>, visited 2020/08/27.
『Huffingtonpost Canada』
https://www.huffingtonpost.ca/2013/08/22/justin-trudeau-marijuana-mp_n_3792208.html, visited 2020/08/25.
警視庁ホームページ (更新日: 2018年2月14日)
<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/drug/tokei.html>, visited 2020/08/27.
小島尚・宮澤眞紀・土井佳代 (2006) 「脱法ドラッグから違法ドラッグへ」(『モダンメディア』52巻4号)、pp.7-16。
古藤吾郎 (2017) 「はじめてのハームリダクション: 今, 世界で激論中」(松本俊彦・古藤吾郎・上岡陽江『ハームリダクションとは何か』中外医学社)、pp.2-17。
厚生労働省 (2014) 「『脱法ドラッグ』に代わる新呼称名を選定しました」。
厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ
<http://www.ncd.mhlw.go.jp/sousa.html>, visited 2017/09/22。
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 (2014) 「薬物乱用の現状と対策」。
厚生労働省ホームページ「薬物乱用対策」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000647982.pdf>, visited 2020/08/27。
厚生労働省ホームページ「現在の薬物乱用の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/torikumi/>, visited 2020/08/27。
『毎日新聞』2017年10月24日。
<https://mainichi.jp/articles/20171024/k00/00e/040/244000c>, visited 2020/08/28。
真殿仁美 (2020) 「麻薬撲滅宣言からふたたび 深刻化する中国の薬物問題」(『城西現代政策研究』第14巻第1号)、pp.1-20。
松本俊彦 (2020) 『薬物依存症』ちくま新書。
丸山泰弘 (2018) 「アメリカの薬物政策」(『龍谷法学』第50巻第3号)、pp.42-54。
成瀬暢也 (2019) 『ハームリダクション』中外医学社。
西川伸一 (2018) 「戦後直後の覚せい剤蔓延から覚せい剤取締法制定に至る 政策形成過程の実証研究」(『明治大学社会科学研究所紀要』57巻第1号)、pp.1-24。
『日本経済新聞』2014年1月2日。
https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG02018_S4A100C1CR8000/, visited 2020/08/25。
太田達也 (2019) 「第11回 薬物犯罪」(『法学教室』No.461)、pp.133-139。
『産経新聞』2019年6月3日。
<https://www.sankei.com/morule/print/index.html>, visited 2020/08/25。
『昭和35年版 犯罪白書』
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/1/nfm/n_1_2_1_2_3_2.html, visited 2020/08/26。
『昭和49年版 犯罪白書』
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/15/nfm/n_15_2_3_2_1_0.html, visited 2020/08/26。
『昭和60年版 犯罪白書』
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/26/nfm/n_26_2_1_2_3_2.html, visited 2020/08/27。
『平成3年版 犯罪白書』
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/32/nfm/n_32_2_1_2_1_2.html, visited 2020/08/27。
『平成11年版 犯罪白書』

- http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/40/nfm/n_40_2_4_1_1_2.html, visited 2020/08/27.
- The Global Commission (2011) 'War on Drugs: REPRT OF THE GLOBAL COMMISSION ON DRUG POLICY'.
- The UN Office on Drugs and Crime (2019) 'The World Drug Report 2019',
<https://www.unodc.org>, visited 2020/08/23.
- TRANSFORM Drug Policy Foundation (2020) 'Altered States: Cannabis regulation in the US',
<https://transformdrugs.org/wp-content/uploads/2020/06/Altered-States-Digital-2020.pdf>, visited 2020/08/26. このレポートの日本語訳は、日本臨床カンナビノイド学会ホームページ「合法化した州：米国の大麻法的規制」で確認することができる。
http://cannabis.kenkyuukai.jp/information/information_detail.asp?id=105522, visited 2020/08/26.
- 「REUTERS」2019年7月30日。
<https://jp.reuters.com/article/ny-cannabis-idJPKCN1UO245>, visited 2020/08/25.
- 渡邊拓也 (2019) 『ドラッグの誕生』慶應義塾大学出版会。
- 徐淑子・池田光穂 (2019) 「ハームリダクション：概念成立の背景と日本における語の定着について」(『Co*Design』(6))、pp. 51-62。
- 薬物乱用対策推進本部 (1998) 「概要版：薬物乱用防止五か年戦略」。
- 薬物乱用対策推進本部 (2003) 「薬物乱用防止新五か年戦略」。
- 薬物乱用対策推進会議 (2008) 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」。
- 薬物乱用対策推進会議 (2013) 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」。
- 薬物乱用対策推進会議 (2018) 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」。

Japan's Drug Policy at a Crossroads — Is There a Shift from Strict Punishment ?

Hitomi MADONO

Abstract

Today, the international community is seeing changes in drug policy. In what direction is drug policy going? Can we also find signs of change in drug policy in Japan?

Through this article, the author was able to gain the following viewpoints.

First, some countries in the international community aim to overcome intolerance and strict punishment based on the idea of criminal justice and to provide treatment and support in terms of human and health rights.

Secondly, in Japan's drug policy, there is currently no idea of sticking to the conventional thorough crackdown and introducing the perspective of harm reduction, which is drawing attention in the international community. However, programs that support medical care and rehabilitation have begun to be introduced little by little, and there is a movement to solve drug problems from a new perspective.

Keywords: drug policy, harm reduction, crackdown (strict punishment), zero-tolerance, health rights, medical and welfare perspectives